

大規模地震及び津波に 係る対策の危害予防規程 への追加

①施行日：令和元年9月1日

（既存事業所における経過措置：

令和2年8月31日まで）

②概要：危害予防規程に定める事項が追加された。

ア 大規模地震に係る防災及び減災対策

イ 津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所の場合にあっては、津波に係る対策（避難、設備の安全な停止、防災教育、自治体への情報提供、容器の流出対策など）

「危害予防規程に追加する事項一覧」

危害予防規程に追加する事項	対 象 事 業 所					
	第 1 種 製造事業所	津波防災区域づくりに関する法律第 8 条の規定により津波浸水想定が設定された区域（※）内にある第 1 種製造事業所				
		一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則又はコンビナート等保安規則適用事業所			冷凍保安規則適用事業所	
		当該事業所の所在地における津波浸水想定が 3 m を超える場合	当該事業所の所在地における津波浸水想定が 1 m（車両に固定した容器にあっては、2 m）を超える場合	左記以外	当該事業所の所在地における津波浸水想定が 3 m を超える場合	左記以外
大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。	○	○	○	○	○	○
津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。		○	○	○	○	○
津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。		○	○	○	○	○
津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。		○	○	○	○	○
津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事に対する当該被害の想定に係る情報提供の関すること。		○			○	
充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定して燃料装置用容器を除く。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること。		○	○			
津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。		○	○	○	○	○
津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。		○	○	○	○	○

新たな項目を追加した趣旨

東日本大震災において、一部の高圧ガス設備で火災・爆発等が発生したほか、津波浸水区域では、様々な高圧ガス設備や容器の損壊、流出等が発生し、甚大な被害を及ぼした。これらの被害の分析を踏まえ、事業者の保安の向上を図るべく、高圧ガス設備における大規模地震及び津波に関する対策を危害予防規程において定めることができこととする。

大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する対応策の例示

1 危機対応と危機耐性

大規模地震によって事業所や製造設備に被害が発生した場合、被害が周囲に拡大しないように対応を行う必要がある。(地震発生後に行う対応を「危機対応」という)

一方、危機対応を行うためには当該事業所においてどのような被害が発生し得るかを事前に想定し、それに対応可能な対策を実施しなければならない。一般には、どのような地震外力(地震動だけでなく、液状化や津波等の種々の現象)が作用するかを想定した上で事前対策を実施することになるが、想定には限界があり、想定を超える規模の地震外力となることがある。(想定外の地震外力に対する能力や機能を「危機耐性」という)

適切な危機対応を行い得るような事前対策を十分に行うことはもちろんだが、事業所における危機耐性を向上させることは事前対策の中でも特に重要な対策の一つである。

大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する対応策の例示

2 大規模な地震に係る防災及び減災対策の基本方針

- ・ 適切な地震外力の想定のもとで事業所内の構造物や人員等の挙動を推定し、地震外力によって被害が生じないように事前に必要な対策を行う。
- ・ 想定を超える大規模な地震が発生し、事業所内の製造設備や構造物が想定を超える大きな地震外力をうけたことにより、これらの設備等になんらかの被害が生じた場合であっても、事業所内外へ被害が拡大せず、破滅的な状況に陥らないこと。

◎具体的手順はHP参照

愛知県 (<https://www.pref.aichi.jp/site/koatsugas/seizou-kigai.html>)

名古屋市 (<http://www.city.nagoya.jp/shobo/page/0000095345.html>)

事業所ごとの防災対策を精査して、事業所の責任において、当該事業所に必要と考えられる対策を採用する。

大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する対応策の例示

3 危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策

大規模な地震に係る防災及び減災対策の基本方針

- (1) 地震に対する基本方針、緊急時の体制
- (2) 緊急措置訓練・避難訓練等
- (3) 事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認
- (4) 地震に対する事前及び事後の対策の実施(特定の事業所)
- (5) その他必要な教育、訓練等

○添付資料

別添3 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関することとして危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策の例示(案)

津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と対応策の例示

1 津波への対策について

事業所における津波への対策について、危害予防規程では具体的に定められていなかったが、東日本大震災における被害状況を踏まえて基準が改正されたことに伴い、事業所による取組の促進といった対策の具体化を推進するもの。

危害予防規程の策定に際しては、他の法律等に基づいて要求される同様の規制、地方自治体等の地域防災計画等で要求される事項との整合を考慮して策定しなければならない点に注意する。

津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と対応策の例示

2 対象事業所の確認について

- ・津波防災地域づくりに関する法律第8条の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある第1種製造事業所

浸水想定範囲が確認できるホームページアドレス

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/0000077984.html>)

各PDFの着色場所が津波浸水想定が設定された区域

津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と対応策の例示

3 追加する事項

(1) 情報の伝達等

- 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

(2) 被害想定・情報提供

- 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事等に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること。

津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と対応策の例示

(3) 被害予防対策

- 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。
- 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。
- 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と対応策の例示

(4) 流出容器等の回収

- 充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定して燃料装置用容器を除く。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること。

(5) 教育訓練

- 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

○添付資料

別添4 津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策の例示(案)

津波対策として危害予防規程に 規定すべき項目と対応策の例示

【参考HP】

- ・危害予防規程届について

愛知県

(<https://www.pref.aichi.jp/site/koatsugas/seizou-kigai.html>)

名古屋市

(<http://www.city.nagoya.jp/shobo/page/0000095345.html>)

- ・経済産業省 平成30年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業報告書

(https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000285.pdf)

南海トラフ地震防災対策計画の作成について

1 南海トラフ地震防災対策計画

南トラ地震特措法第4条の規定に基づき、南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本計画が作成された。

この推進基本計画を基に、特定の民間事業者がそれぞれの立場で地震防災対策を推進するために作成する対策計画をいう。

2 南海トラフ地震防災規定

南トラ地震特措法第8条の規定により、関係法令に基づく規定に、対策計画に定める事項を定めた場合に、当該事項について定めた部分をいう(高圧ガス保安法では危害予防規程)。危害予防規程に定めれば、対策計画を重複して作成する必要はない。

南海トラフ地震防災対策計画の作成について

3 作成義務者

指定された推進地域内の、津波防災づくりのに関する法律第8条第1項に基づき愛知県知事が設定する津波浸水想定で、水深30cm以上の浸水が想定される区域にある第一種製造事業所（不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く）

4 定める項目

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- (2) 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項(R1531)
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

南海トラフ地震防災対策計画の 作成について

3 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項とは

南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)が
発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

【参考】

・愛知県

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/saigaitaisaku/taisakukeikaku.html>

・名古屋市

名古屋市予防部規制課から該当事業所に個別案内